

■ 参考資料

1 雇用安定制度内容

障がい者の方々の雇用については、障害者雇用促進法、雇用対策法、職業安定法等によって、次のような援護が行われています。

援護の措置	内 容	金 額 等
雇用率の設定	雇用主に対して、一定率以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.5% ・国、地方自治体 2.8% ・都道府県等の教育委員会 2.7% 	
障害者トライアル雇用奨励金	(1) 障害者トライアル雇用奨励金 障がい者等の適性や業務遂行可能性を見極めるため、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に奨励金が支給されます。 (2) 障害者短時間トライアル雇用奨励金 精神障がい者または発達障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用するものであって、雇入れ時の週の労働時間を10時間以上20時間未満とし、試用雇用期間中に週の労働時間を20時間以上とすることを旨とする事業主に奨励金が支給されます。	受給額 試用雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試用期間最長3ヶ月) 受給額 試用雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試用期間3ヶ月以上12ヶ月以内)
特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者コース 障がい者等をハローワーク等の紹介で継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して支給されます。	(ア) 短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合 ① 重度障がい者等を除く身体・知的障がい者 助成期間：2年(1年) 支給額：120(50)万円 ② 重度障がい者等 助成期間：3年(1年6ヶ月)

		<p>支給額：240（100）万円</p> <p>（イ）身体・知的・精神障がい者を短時間労働者として雇入れた場合</p> <p>助成期間：2年（1年）</p> <p>支給額：80（30）万円</p> <p>※（）内は中小企業事業主以外に対する助成期間、支給額です。</p> <p>※短期間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。</p> <p>※「重度障害者等」とは、重度の身体・知的障害、45歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者をいいます。</p>
	<p>（2）発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <p>発達障がい者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介で継続して雇用する事業主に対して支給されます。</p>	<p>（ア）短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合</p> <p>助成期間：2年（1年）</p> <p>支給額：120（50）万円</p> <p>（イ）短時間労働者として雇入れた場合</p> <p>助成期間：2年（1年）</p> <p>支給額：80（30）万円</p>

※「法定雇用率」についての問い合わせ先

…ハローワーク函館 企画調整部門【0138-26-0735（部門コード：43#）】

※「トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース/障害者短時間トライアルコース）」「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」についての問い合わせ先

…北海道労働局 職業対策課分室【011-738-1056】

※その他の助成金制度については、Web ページ 北海道労働局「各種助成金制度のご案内」

(https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html)

をご参照ください。

問合せ先	函館公共職業安定所八雲出張所（ハローワーク八雲）	電話（0137）62-2509
------	--------------------------	-----------------

2 据え置き型拡大読書器設置場所のご案内

拡大読書器は、書類等の小さな文字をテレビモニターで 50 倍まで拡大して見ることができますので、ご利用を希望される方は、各施設の職員に申し付けてください。

【設置施設】

- ・ 役場住民生活課
- ・ シルバープラザ（談話コーナー）
- ・ 町立図書館
- ・ 熊石総合支所

【利用できる日時】

各施設の開館時間

3 共生サロンのご案内

障がい者、高齢者、子どもなど、地域のいろいろな方が交流し、互いの理解を深め、尊重し合う共生型社会をめざし設置した場です。八雲町には次の2か所があり、様々な用途に利用することができます。利用できる日時、料金などは各サロンにお問い合わせください。

【町内の共生サロン】

施設名	住所	連絡先
共生型サロンきずな	八雲町立岩 55 番地 10	電話 (0137) 68-2820
共生サロン「八雲シンフォニー」	八雲町東町 273 番地	電話 (0137) 62-4300



4 八雲町内障がい者対応トイレ・オストメイト対応トイレ

	施設名	障がい者 対応トイレ	オストメイト 対応
官 公 庁 の 庁 舎	八雲町役場	○	×
	シルバープラザ	○	×
	熊石総合支所	×	×
	相沼泊川出張所	×	×
	落部支所	○	×
	八雲保健所	×	×
	八雲地方合同庁舎	○	○
文 化 ・ 体 育 施 設	公民館	○	×
	八雲町総合体育館	○	×
	八雲町温水プール	○	×
	八雲町立図書館	○	×
	八雲町郷土資料館	×	×
	八雲町町民センター	×	×
	八雲町ふれあい交流センターくまいし館	○	○
	落部レクリエーションセンター	○	×
	パノラマパーク	○	○
	熊石青少年村	×	×
	梅村庭園	×	×
	熊石歴史記念館	×	×
	スポーツ公園	○	×
	町営スキー場	○	×
	ひらたないスキー場	×	×
学 校 施 設	落部小学校	○	×
	東野小学校	×	×
	野田生小学校	×	×
	山越小学校	×	×
	浜松小学校	○	×
	八雲小学校	○	×
	熊石小学校	×	×
	落部中学校	×	×
	野田生中学校	○	×
	八雲中学校	○	○
	熊石中学校	×	×
	八雲高等学校	○	○
病 院 施 設	八雲総合病院	○	○
	熊石国保病院	○	×
	八雲ユーラップ医院	○	×
	まきた循環器内科クリニック	×	×
交 通 機 関	八雲町内のJR駅	×	×
商 用 施 設	はびあ八雲	○	○
	ツルハ八雲本町店	○	×
	ツルハ八雲店	×	×
	サツドラ	×	×
	ラルズマート	×	×
	マックスバリュ	○	×
	エーコープ	○	×
	DCM八雲店	○	×
	ケースデンキ	○	○
	ハーベスター八雲	○	×
	ファッションセンターしまむら八雲店	○	×
	ダイソーDCM八雲店	×	×

5 身体障害者手帳障がい程度等級表

総別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又ははそしゃく機能の障害	肢		体		不		自		由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫	
				上肢	下肢	下肢	上肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力が0.02以下かつ0.03以上のもの(両眼)	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全両方)	音声機能、言語機能又ははそしゃく機能の障害	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立上ることが困難なもの	不随意運動・失調等による日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等による日常生活動作がほとんど不可能なもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野角度が20点以下のもの		音声機能、言語機能又ははそしゃく機能の障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立上ることが困難なもの	不随意運動・失調等による日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による日常生活動作が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2線の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野角度が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のものは大言語を理解できないもの	音声機能、言語機能又ははそしゃく機能の障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能を全廃したもの 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショハ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等による日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による日常生活動作が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢		体		不		自		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫						
				上肢	下肢	下肢	体幹	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもので(耳介に挿しなれば話言語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話語の最良の聴音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能を著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓機能障害 心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害 じん臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害 呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害 ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸機能障害 小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓機能障害 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害を欠くもの 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動に支障のあるもの							

6 療育手帳の障がい程度について

区 分	内 容
A 判定（重度）	知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方 (1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方 (2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方 (3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方
B 判定（中・軽度）	上記以外の知的障がいの方

※障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。
 ※判定は北海道心身障害者総合相談所又は函館児童相談所にて行います。

7 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（1級）

障 害 等 級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1. 2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（2～3級）

障 害 等 級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
2 級 （精神障 害であっ て、日常 生活が著 しく制限 を受ける か、又は 日常生活 に著しい 制限を加 えること を必要と する程度 のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3 級 （精神障 害であっ て、日常 生活若し くは社会 生活が制 限を受け るか、又 は日常生 活若しく は社会生 活に制限 を加える ことを必 要とする 程度のも の）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

8 障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

1	アイカルディ症候群	46	大田原症候群	91	クローン病
2	アイザックス症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群	92	クロンカイト・カナダ症候群
3	IgA腎症	48	オスラー病	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
4	IgG4関連疾患	49	カーニー複合	94	結節性硬化症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	95	結節性多発動脈炎
6	アジソン病	51	潰瘍性大腸炎	96	血栓性血小板減少性紫斑病
7	アッシャー症候群	52	下垂体前葉機能低下症	97	限局性皮質異形成
8	アトピー性脊髄炎	53	家族性地中海熱	98	原発性肝外門脈閉塞症
9	アペール症候群	54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	99	原発性局所多汗症
10	アミロイドーシス	55	家族性良性慢性天疱瘡	100	原発性硬化性胆管炎
11	アラジール症候群	56	カナバン病	101	原発性高脂血症
12	アルポート症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	102	原発性側索硬化症
13	アレキサンダー病	58	歌舞伎症候群	103	原発性胆汁性胆管炎
14	アンジェルマン症候群	59	カラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	104	原発性免疫不全症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	カルニチン回路異常症	105	顕微鏡的大腸炎
16	イソ吉草酸血症	61	加齢黄斑変性	106	顕微鏡的多発血管炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	肝型糖原病	107	高IgD症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	108	好酸球性消化管疾患
19	1p36欠失症候群	64	環状20番染色体症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	関節リウマチ	110	好酸球性副鼻腔炎
21	遺伝性ジストニア	66	完全大血管転位症	111	抗糸球体基底膜腎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	眼皮膚白皮症	112	後縦靭帯骨化症
23	遺伝性膵炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	113	甲状腺ホルモン不応症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	ギャロウェイ・モフト症候群	114	拘束型心筋症
25	ウィーバー症候群	70	急性壊死性脳症	115	高チロシン血症1型
26	ウィリアムズ症候群	71	急性網膜壊死	116	高チロシン血症2型
27	ウィルソン病	72	球脊髄性筋萎縮症	117	高チロシン血症3型
28	ウエスト症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	118	後天性赤芽球癆
29	ウェルナー症候群	74	硬直性脊椎炎	119	広範脊椎管狭窄症
30	ウォルフラム症候群	75	巨細胞性動脈炎	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
31	ウルリッヒ病	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	121	抗リン脂質抗体症候群
32	HTRA1関連脳小血管病	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
33	HTLV-1関連脊髄症	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	123	コケイン症候群
34	ATR-X症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	124	コステロ症候群
35	ADH分泌異常症	80	筋萎縮性側索硬化症	125	骨形成不全症
36	エーラス・ダンロス症候群	81	筋型糖原病	126	骨髄異形成症候群
37	エプスタイン症候群	82	筋ジストロフィー	127	骨髄繊維症
38	エプスタイン病	83	クッシング病	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
39	エマヌエル症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	129	5p欠失症候群
40	MECP2重複症候群	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	130	コフィン・シリズ症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症	86	クルーゾン症候群	131	コフィン・ローリー症候群
42	遠位型ミオパチー	87	グルコーストランスポーター1欠損症	132	混合性結合組織病
43	円錐角膜	88	グルタル酸血症1型	133	聴耳腎症候群
44	黄色靭帯骨化症	89	グルタル酸血症2型	134	再生不良性貧血
45	黄斑ジストロフィー	90	クロウ・深瀬症候群	135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎

136	再発性多発軟骨炎	187	前眼部形成異常	238	腸管神経節細胞僅少症
137	左心低形成症候群	188	全身性エリテマトーデス	239	TRPV4異常症
138	サイコイドーシス	189	全身性強皮症	240	TSH分泌亢進症
139	三尖弁閉鎖症	190	先天異常症候群	241	TNF受容体関連周期性症候群
140	三頭筋素欠損症	191	先天性横隔膜ヘルニア	242	低ホスファターゼ症
141	CFC症候群	192	先天性核上性球麻痺	243	天疱瘡
142	シェーグレン症候群	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	244	特発性拡張型心筋症
143	色素性乾皮症	194	先天性魚鱗癬	245	特発性間質性肺炎
144	自己食空胞性ミオパチー	195	先天性筋無力症候群	246	特発性基底核石灰化症
145	自己免疫性肝炎	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	197	先天性三尖弁狭窄症	248	特発性後天性全身性無汗症
147	自己免疫性溶血性貧血	198	先天性腎性尿崩症	249	特発性大腿骨頭壊死症
148	四肢形成不全	199	先天性赤血球形成異常性貧血	250	特発性多中心性キャスルマン病
149	シトステロール血症	200	先天性僧帽弁狭窄症	251	特発性門脈圧亢進症
150	シトリン欠損症	201	先天性大脳白質形成不全症	252	特発性両側性感音難聴
151	紫斑病性腎炎	202	先天性肺静脈狭窄症	253	突発性難聴
152	脂肪萎縮症	203	先天性風疹症候群	254	ドラベ症候群
153	若年性特発性関節炎	204	先天性副腎低形成症	255	中條・西村症候群
154	若年性肺気腫	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	256	那須・ハコラ病
155	シャルコー・マリー・トゥース病	206	先天性ミオパチー	257	軟骨無形性症
156	重症筋無力症	207	先天性無痛無汗症	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
157	修正大血管転位症	208	先天性葉酸吸収不全	259	22q11.2欠失症候群
158	出血性線溶異常症	209	前頭側頭葉変性症	260	乳児発症STING関連血管炎
159	ジュベール症候群関連疾患	210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー (Kartagener) 症候群を含む。)	261	乳幼児肝巨大血管腫
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	211	早期オミクロニー脳症	262	尿素サイクル異常症
161	神経細胞移動異常症	212	総動脈幹遺残症	263	ヌーナン症候群
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	213	総排泄腔遺残	264	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症
163	神経線維腫症	214	総排泄腔外反症	265	ネフロン癆
164	神経有棘赤血球症	215	ソトス症候群	266	脳クレアチン欠乏症候群
165	進行性核上性麻痺	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	267	脳腱黄色腫症
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	268	脳内鉄沈着神経変性症
167	進行性骨化性線維異形成症	218	大脳皮質基底核変性症	269	脳表ヘモジデリン沈着症
168	進行性多巣性白質脳症	219	大理石骨病	270	膿疱性乾癬
169	進行性白質脳症	220	ダウン症候群	271	嚢胞性線維症
170	進行性ミオクローヌてんかん	221	高安動脈炎	272	パーキンソン病
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	222	多系統萎縮症	273	バージャー病
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	223	タナトフォリック骨異形成症	274	肺静脈閉鎖症/肺毛細血管腫症
173	睡眠時呼吸徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびまん性脳症	224	多発血管炎性肉芽腫症	275	肺動脈性肺高血圧症
174	スタージ・ウェーバー症候群	225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	226	多発性軟骨性外骨腫症	277	肺胞低換気症候群
176	スミス・マギニス症候群	227	多発性嚢胞腎	278	ハッチンソン・ギルフォート症候群
177	スモン	228	多脾症候群	279	バッド・キアリ症候群
178	虚弱X症候群	229	タンジール病	280	ハンチントン病
179	虚弱X症候群関連疾患	230	単心室症	281	汎発性特発性骨増殖症
180	成人発症スチル病	231	弾性線維性仮性黄色腫	282	PCDH19関連症候群
181	成長ホルモン分泌亢進症	232	短腸症候群	283	PURA関連神経発達異常症
182	脊髄空洞症	233	胆道閉鎖症	284	非ケトーシス型高グリシン血症
183	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	234	遅発性内リンパ水腫	285	肥厚性皮膚骨膜炎症
184	脊髄髄膜瘤	235	チャージ症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
185	脊髄性筋萎縮症	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
186	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	237	中毒性表皮壊死症	288	肥大型心筋症

289	左肺動脈右肺動脈起始症	319	ベスレムミオパチー	349	メンケス病
290	ビタミンD依存症くる病/骨軟化症	320	ヘパリン起因性血小板減少症	350	網膜色素変性症
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	321	ヘモクロマトーシス	351	もやもや病
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	322	ペリー病	352	モワット・ウィルソン症候群
293	非典型溶血性尿毒症症候群	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	353	薬剤性過敏症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	324	ペロキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	354	ヤング・シンプソン症候群
295	皮膚筋炎/多発性筋炎	325	片側巨脳症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
296	びまん性汎細気管支炎	326	片側痙攣・方麻痺・てんかん症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
297	肥満低換気症候群	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	357	4p欠失症候群
298	表皮水疱症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	358	ライソゾーム病
299	ヒルシュプリング病 (全結腸型又は小腸型)	329	ホモシスチン症	359	ラスマッセン脳炎
300	VATER症候群	330	ポルフィリン症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
301	ファイファー症候群	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
302	ファロー症候群	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
303	ファンコニ貧血	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
304	封入体筋炎	334	慢性血栓性肺高血圧症	364	両大血管右室起始症
305	フェニルケトン尿症	335	慢性再発性多発性骨髄炎	365	リンパ管腫症/ゴーム病
306	フォンタン術後症候群	336	慢性膀胱炎	366	リンパ脈管筋腫症
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	337	慢性特異性偽性腸閉塞症	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
308	副甲状腺機能低下症	338	ミオクロニー欠伸てんかん	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
309	副腎白質ジストロフィー	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	369	レーベル遺伝性視神経症
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	340	ミトコンドリア病	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
311	ブラウ症候群	341	無虹彩症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
312	ブラダー・ウィリ症候群	342	無脾症候群	372	レット症候群
313	プリオン病	343	無βリポタンパク血症	373	レノックス・ガストー症候群
314	プロピオン酸血症	344	メーブルシロップ尿症	374	口ウ症候群
315	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	345	メチルグルタコン酸尿症	375	ロスムンド・トムソン症候群
316	閉塞性細気管支炎	346	メチルマロン酸血症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	347	メビウス症候群		
318	ペーチェット病	348	免疫性血小板減少症		

経過的に対象となっている疾病

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

* 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

①	平成27年1月1日以降に対象外になった疾病		
	劇症肝炎	重症急性膵炎	
②	平成27年7月1日以降に対象外になった疾病		
	肝外門脈閉塞症	視神経症	
	肝内結石症	神経性過食症	
	偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症	
	ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群	
	グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症	
	原発性アルドステロン症	特発性血栓症	
	硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群	
	好酸球性筋膜炎	メニエール病	
③	令和元年7月1日以降に対象外になった疾病		
	正常水頭症		

9 障害福祉サービス、障害児通所支援事業者のご紹介

えぬピーおーほうじん

NPO法人エンジョイライフ

○就労継続支援B型かつら共同作業所

障がいにより企業に就職することが困難な方に対して、雇用契約を結ばずに働く訓練の場所を提供します。

○指定共同生活援助まごころ

障がいを持った方が、必要な援助を受けて共同で生活する、いわゆる「グループホーム」です。

○指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所のどか

障害福祉サービスの利用申請にあたり、サービス等利用計画についての相談などの支援を行います。

○無料低額宿泊所エンジョイハウスみおん（海音）

無料低額宿泊所とは、社会福祉法に規定する「生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業」を行う施設のことです。

連絡先：NPO法人 エンジョイライフ 住所：八雲町東雲町12番地28 電話：0137-62-3300

社会福祉法人 きずな会

共同生活援助施設（支援ハウス）と就労継続支援B型（きずなファーム）とが一体的に支援を行っています。

共生型支援ハウスきずな・支援ハウスきずなⅡ （共同生活援助施設）

- ・ 共同生活の中で、お互いに支え合い・認め合いながら自立した生活ができるように
- ・ 明るい家庭的な雰囲気の中で、自分を大切にしながら一人ひとりが自立するように

〒049-3123 八雲町立岩55-10 ☎0137-68-2820

就労支援事業所 きずなファーム（就労継続支援B型事業所）

- ・ 人格を尊重し、個性を大事にして「仕事をすることに喜びを覚えていただく」事業所
- ・ 障がいの程度に応じて「誰でも何かはできる」事業所
- ・ 就労に伴う工賃に満足できる「働き甲斐のある」事業所

〒049-3342 八雲町山崎409-2 ☎0137-68-2835

みんながって、みんなマル!



nana

療教育®型
発達サポート



将来のそれぞれの自立に向けて、楽しみながら訓練していきます。

児童発達支援

対象年齢 0～5歳（未就学児）

言葉の習得など発達ゆっくりなお子さま、保育園などの集団生活になじめず困っているお子さま。遊びを通じて、「小集団」でこその経験を重ね訓練していきます。

放課後等デイサービス

対象年齢 6～18歳（小、中、高校生）

学童保育などの大きな集団よりも、小さな集団でゆっくりとした関わりを求めているお子さま。放課後や長期休暇において生活能力、社会への適応能力などを高めていきます。



安心の送迎サービスもあります。

小さな成功体験を積み重ねて、

できる



よろこぶ



たのしむ



の心を丁寧に育みます。

お問い合わせ

nana ふじみ教室

八雲町富士見町 166-4

TEL 66-5086

事業所番号：0151502267

nana うちうら教室

八雲町内浦町 240-3

TEL 66-5558

事業所番号：0151502218

nana プラス教室

八雲町本町 125-62

TEL 66-5786

事業所番号：0153600465



できることを伸ばす 唯一無二の宝 合同会社ソーシャルサポート 就労支援事業所うしお

こちらからホームページをご覧ください



(事業所のこだわり)

- ① 平均工賃3万円を目指します。
- ② 小人数による就労支援を実施
- ③ 社会性を重視した支援

〒049-3341

北海道二海郡八雲町黒岩 644-48

電話 : 0137-66-5210

FAX : 0137-66-2511

携帯 : 090-5720-2234

就労継続支援B型事業所
共生サロン「八雲シンフォニー」

※障がいを抱える方の就労の機会の提供と一般就労に向けての訓練を行います。

- ♪作業時間ー平日9:00~16:00
- ♪主な作業内容
 - ・軽食喫茶、カフェ（調理、接客など）
 - ・パン工房（お菓子作り、パン作り、販売など）
 - ・ゲストハウス（清掃、ペットメイキングなど）
 - ・農作業（野菜栽培、販売、宅配など）
 - ・木工品や手芸品づくり、名刺やはがき印刷（パソコンでの原稿作成含む）ラベル貼り、袋詰めなど
 - ・清掃 …など
- ♪工賃ー時給200~250円（手当のつく作業もあります）
- ♪昼食ー給食があります
- ♪送迎ーあり

放課後等デイサービス
「ファイン」

※障がいや発達に特性のある就学児童・生徒が、放課後や長期休みに利用できる福祉サービスです。

- ♪八雲地域内、学校・ご自宅まで送迎あり
- ♪対象者ー小学校1年生~高校3年生

共生型事業（八雲シンフォニー）の紹介

- ♪平日の昼間はオープンサロンとして、ご注文いただかなくてもご利用いただけます。
- ♪夜間・休日は会議、研修会、サークルなどご利用いただけます。

共同生活援助事業所
ぐるーぷほーむ“ホット”

※障がいがかかえる方が共同で生活し、助けあいながら自立を目指す場です。

- ♪費用ー月額45,000~50,000円程度（食事込み）
- ♪居室ー7畳（クローゼット付き）

特定相談支援事業所
障がい児相談支援事業所えがお

※障がいがかかえる方や、ご家族からの相談に応じて、ご本人が自分らしく安心して生活できるように、障害福祉サービスや障害児通所支援などの必要な情報の提供や助言等、またサービス等利用計画作成のお手伝いをします。

- ♪利用時間ー月曜~金曜 8:30~17:00

ご見学・ご相談・ご質問はこちら

☎0137-62-4300 平日8:30~17:00
メール: symphony@yakumo-genkimura.com
NPO法人 やくも元気村



障害のある方々の 就労を叶えます

ご家族の方のご相談にも対応致します

実績多し!!

**仕事
決まったよ!**

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない
方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所
函館市深堀町1-7

ジョブシード

今すぐお電話を!

0138-83-8018
080-1896-1077

ジョブシード **検索**

jobsp.hirano@gmail.com

10 障がい関係団体のご紹介

<身体障害者手帳をお持ちの皆さんへ> あなたも仲間になりませんか？

私たちは同じ境遇にいる方々が集まり会員の親睦とつながりを目的に、いろんな行事を行っております。渡島管内の身体障害者スポーツ大会への参加や、バスの視察研修旅行、新年懇親会などを行い会員の皆様は楽しく参加されています。

★ 新たに手帳の交付を受けられた方にも是非加入していただきたいと思ひます。

私たちの会に入りませんか。当会の活動に参加し、障害のある方々のサポートをして頂く賛助会員も募集しています

◎問い合わせ連絡先 八雲町身体障害者福祉協会 会長 佐橋忠男 携帯090-7651-9023

やくもちょうて いくせいかい 八雲町手をつなぐ育成会

て いくせいかい 手をつなぐ育成会とは？

知的障がいのある人とその家族、支援者でつくる全国組織です。八雲町手をつなぐ育成会は、昭和53年に知的障がいのある人に対する理解を深めて、人格や人権の尊重と共生社会の実現による福祉の増進に寄与することを目的に設立された団体です。

いくせいかい かつどう 育成会の活動

- ☆こんな制度があればという政策の提言に向けて、力と知恵をあわせた運動を行います。
- ☆家族・子育てなど、親たちの不安と悩みを共に話し合うところから支えあいます。
- ☆障がい者の権利が守られる社会の実現を目指します。
- ☆障がいがあるからこそ行き届いた教育を受けさせたい。その願いの支援を行います。
- ☆障がいを持った方の「働きたい」という思いを支えます。
- ☆会員を対象に15万円を限度額として生活貸付制度があります。

やくもちょうて いくせいかい
八雲町手をつなぐ育成会 会長 千葉 隆

れんらくさき ほうじん じゅうしやくもちょうてのめちやう ばんち
連絡先:NPO法人 エンジョイライフ 住所:八雲町東雲町12番地28 電話:0137-62-3300

◆やくも朗読サークル◆

視覚に障がいのある方や高齢者などに、広報などの情報や読書の楽しさを伝え、朗読サービスを提供することを目的に、2006年から活動しています。

年1回図書館視聴覚ホールで幻灯朗読会を、年数回図書館ロビーや視聴覚ホールで小さな朗読会を開催。「広報やくも」「議会広報」のほか、図書や北海道新聞「卓上四季」「いずみ」の録音CDを作製し、八雲町立図書館で貸出ししています。

ぜひご利用ください。その他、ご希望に応じ、図書や資料の朗読や、録音CDの作製を行います。お気軽にご相談ください。



【連絡先】〒049-3115 八雲町出雲町 8-8 TEL0137-63-3816 (代表 太田)

わっぱの会

精神・知的障がい者の自主グループ

障がいをもつ仲間が自主的に集まれる場所を持ち、お互いに助け合い励まし合えることを目的に始めました。八雲町・近隣の町の障がい者の方が週に一度集まり、ひとときを過ごしています。

調理の練習、買い物、レクリエーション、ミーティング、その他（お茶を飲んだり、情報交換したり）生活等の相談もしています。

いつ : 毎週土曜日 10:00~16:00

どこで : 八雲町公民館

費用は : 昼食の材料費として 70~300 円位

連絡は : 丹内達次郎 ☎ 090-9080-9421



「発達障害」や「精神疾患」

の家族を抱えて、一人で悩んでいませんか。

私たちは、やくも『虹の会』という

精神障がい者家族会です。

例会は月に一度。

主に八雲総合病院で開催しています。

やくも『虹の会』会長 新井清



例会では、そんな家族ゆえの悩みや、疑問などをお互いに話し、聞いてもらいながら、障がいについての理解を深め、利用できるサービスや施設の情報などを共有しています。話しを聞いて帰るだけでも大丈夫です。一人で悩まず、どうぞ例会に来てみてください。

連絡先電話番号 090-7280-3864



~メモ~